

岩手県企業局管理規程第2号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

岩手県企業局長 菅原伸夫

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p style="text-align: center;">(事業所の組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 発電に関する業務及び発電施設の維持保全に関する事務を分掌させるために施設総合管理所を、発電施設（施設総合管理所の所管施設を除く。）の維持保全並びに工業用水道の管理及び建設工事に関する事務を分掌させるために県南施設管理所を置く。</p> <p>2 施設総合管理所及び県南施設管理所（以下「事業所」という。）の名称、位置及び所管施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設総合管理所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略] 北ノ又第三発電所</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 施設総合管理所に次の課を置く。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 施設総合管理所の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(職の設置)</p> <p>第5条 企業局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業所</td> <td style="text-align: center;">所長 次長 課長 主査</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する課長及び担当課長を、次のとおり本庁の室及び課に置く。</p>	名称	位置	所管施設	施設総合管理所	[略]	[略] 北ノ又第三発電所	[略]			区 分	職	[略]		事業所	所長 次長 課長 主査	<p style="text-align: center;">(事業所の組織及び分掌事務)</p> <p>第3条 発電に関する業務、<u>発電施設の維持保全及び発電所の建設工事（業務課の所掌に属するものを除く。）</u>に関する事務を分掌させるために施設総合管理所を、発電施設（施設総合管理所の所管施設を除く。）<u>及び工業用水道施設の維持保全に関する事務を分掌させるために県南施設管理所を置く。</u></p> <p>2 施設総合管理所及び県南施設管理所（以下「事業所」という。）の名称、位置及び所管施設は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設総合管理所</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略] 北ノ又第三発電所 <u>高森高原風力発電所</u> <u>築川発電所</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 施設総合管理所に次の課及び室を置く。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 発電所建設室</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 施設総合管理所の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11) 発電所及びその附属施設の設計、施工及びこれらの工事の監督に関すること（業務課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(職の設置)</p> <p>第5条 企業局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業所</td> <td style="text-align: center;">所長 次長 <u>室長</u> 課長 主査</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する課長及び担当課長を、次のとおり本庁の室及び課に置く。</p>	名称	位置	所管施設	施設総合管理所	[略]	[略] 北ノ又第三発電所 <u>高森高原風力発電所</u> <u>築川発電所</u>	[略]			区 分	職	[略]		事業所	所長 次長 <u>室長</u> 課長 主査
名称	位置	所管施設																													
施設総合管理所	[略]	[略] 北ノ又第三発電所																													
[略]																															
区 分	職																														
[略]																															
事業所	所長 次長 課長 主査																														
名称	位置	所管施設																													
施設総合管理所	[略]	[略] 北ノ又第三発電所 <u>高森高原風力発電所</u> <u>築川発電所</u>																													
[略]																															
区 分	職																														
[略]																															
事業所	所長 次長 <u>室長</u> 課長 主査																														

室及び課	担当課長
[略]	
業務課	事業担当課長 電気課長 土木・施設 担当課長 <u>発電所建設課長</u>

3～7 [略]

(事業所の主要職員の職務)

第7条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

室及び課	担当課長
[略]	
業務課	事業担当課長 電気課長 土木・施設 担当課長

3～7 [略]

(事業所の主要職員の職務)

第7条 [略]

2 [略]

3 室長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理する。

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(企業局企業職員給与規程の一部改正)

2 企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後												
(級別職務区分)										(級別職務区分)												
第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。										第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。												
区	行政職給料表に定める級別職務区分									区	行政職給料表に定める級別職務区分											
分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			
	[略]										[略]											
事業所	[略]		[略]			所長	所長	[略]		事業所	[略]		[略]			所長	所長	[略]				
						次長	次長									次長	次長					
			[略]										[略]									
	[略]										[略]											
(給料の特別調整額)										(給料の特別調整額)												
第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に掲げるとおり指定する。										第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に掲げるとおり指定する。												
職					区 分					職					区 分							
[略]										[略]												

課長	[略]
[略]	

(特殊現場業務手当)

第6条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲げるとおりとする。

区 分		手当の額
[略]		
職務の級6級、7級又は8級の職員	所長及び次長	[略]
	[略]	[略]

課長 <u>施設総合管理所室長</u>	[略]
[略]	

(特殊現場業務手当)

第6条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲げるとおりとする。

区 分		手当の額
[略]		
職務の級6級、7級又は8級の職員	所長、 <u>次長</u> 及び室長	[略]
	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局代決専決規程の一部改正)

3 企業局代決専決規程(昭和49年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(代決)</p> <p>第2条の2 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業所における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">次長を置く事業所</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>次長(2以上の次長を置く事業所においては、局長があらかじめ定める順位の次長)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の課長等専決事項)</p> <p>第10条 施設総合管理所の課長並びに県南施設管理所の課長及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。</p>	事業所	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	次長を置く事業所	[略]	次長(2以上の次長を置く事業所においては、局長があらかじめ定める順位の次長)	[略]	[略]		<p>(代決)</p> <p>第2条の2 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業所における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">次長を置く事業所</td> <td rowspan="2">[略]</td> <td>当該事務を担当する次長又は室長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の室長等専決事項)</p> <p>第10条 施設総合管理所の室長及び課長並びに県南施設管理所の課長及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。</p>	事業所	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	次長を置く事業所	[略]	当該事務を担当する次長又は室長	[略]	[略]	
事業所			決裁権者	代決権者																					
	第1順位者	第2順位者																							
次長を置く事業所	[略]	次長(2以上の次長を置く事業所においては、局長があらかじめ定める順位の次長)	[略]																						
		[略]																							
事業所	決裁権者	代決権者																							
		第1順位者	第2順位者																						
次長を置く事業所	[略]	当該事務を担当する次長又は室長	[略]																						
		[略]																							

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局電気工作物保安規程の一部改正)

4 企業局電気工作物保安規程（昭和61年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(主任技術者の選任)			(主任技術者の選任)		
第5条 [略]			第5条 [略]		
2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。			2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次のとおりとする。		
区分	監督範囲	選任の対象	区分	監督範囲	選任の対象
電気主任技術者	[略]		電気主任技術者	[略]	
	建設中の水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者		建設中の水力発電所、風力発電所及び太陽電池発電所	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、 <u>室長</u> 、課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者
ダム水路主任技術者	[略]		ダム水路主任技術者	[略]	
	建設中の水力発電所	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者		建設中の水力発電所	業務課総括課長、業務課の課長若しくは担当課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者又は施設総合管理所若しくは県南施設管理所の長、次長、 <u>室長</u> 、課長、主任主査若しくは主査若しくはこれらに準ずる職にある者

備考 改正部分は、下線の部分である。